

社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.793

平成26年
9月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



小泉智英《宍道湖夕景》 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

厚生年金保険の 保険料率が変わります

平成26年9月分(10月納付分)から、厚生年金保険料率が**17.474%**に改定されます。

※厚生年金基金加入員および坑内員・船員の保険料率は、別に定められます。

※賞与についても、9月1日以降に支給される場合は、改定後の保険料率が適用されます。

給与からの保険料控除額について

保険料の控除にあたっては、誤りのないようご注意ください

健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主と被保険者で折半負担します。被保険者負担分については給与から控除することができますが、標準報酬月額または保険料率が改定された時は、控除する保険料額の見直しが必要になります。

次の場合、
保険料額が変わります

- ◆「算定基礎届」により、標準報酬月額が改定されたとき【定時決定】
- ◆「月額変更届」により、標準報酬月額が改定されたとき【随時改定】
- ◆健康保険・介護保険・厚生年金保険の保険料率が改定されたとき
(厚生年金保険の保険料率は、平成29年まで毎年9月分より改定されることになっています)
- ◆その他、介護保険開始・終了年齢到達時など

保険料額の見直しや確認には、厚生年金保険料率改定のリーフレット「平成26年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」をご利用ください。

改定後の保険料額表は、日本年金機構ホームページにも掲載されていますので、ご利用ください。

社会保険委員等研修会のご案内

社会保険委員会の事業として、年金委員・健康保険委員および社会保険事務担当者の方々を対象に、次のとおり研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしています。

地 区	日 時	会 場
松 江	11月17日(月) 13:30~16:20	くにびきメッセ(多目的ホール)
出 雲	11月18日(火) 13:30~16:20	ニューウェルシティ出雲(牡丹)
浜 田	11月19日(水) 13:30~16:20	浜田市総合福祉センター(大会議室)

★研修内容、および申し込み方法については、別添のお知らせをご覧ください。

年金相談の ご案内

10月~11月

相談時間、注意事項は毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

【手話による年金相談】浜田年金事務所

毎月第4木曜日・第2土曜日

(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

●お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540

■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

地 区	会 場	相 談 日	
松江	仁多庁舎	10月 3日(金)	11月 7日(金)
	奥出雲町 横田庁舎	10月17日(金)	11月21日(金)
	雲南市 大東総合センター	—	11月26日(水)
	隠岐の島町 隠岐の島町ふれあいセンター	10月 9日(木)	11月12日(水)
	西ノ島町 中央公民館	—	11月26日(水)
	海士町 海士町役場	—	11月27日(木)
出雲	大田市 大田市役所*	10月 9日(木)	11月13日(木)
		10月22日(水)	11月26日(水)
浜田	益田市 益田市民学習センター	10月28日(火)	11月25日(火)
	川本町 川本庁舎	—	11月13日(木)
	津和野町 津和野町民センター	10月24日(金)	—
	吉賀町 柿木庁舎	—	11月21日(金)

※大田市役所での年金相談は予約制です。詳しくは出雲年金事務所にご確認ください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の かかり方について

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合とされない場合があるなど注意が必要です。今回は、柔道整復師のかかり方について、ご説明いたします。

●健康保険が使える場合・使えない場合

健康保険の対象となる場合

- 捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)
- 骨折、脱臼(※)
- ※骨折及び脱臼は、応急手当を除き、医師の同意が必要です。

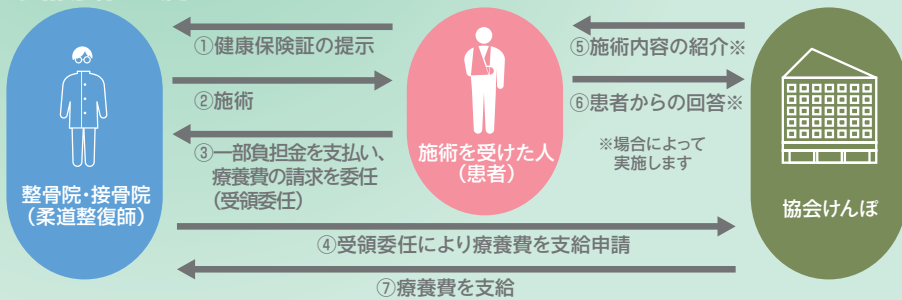
健康保険の対象とならない場合

- 日常生活による単なる疲れ、疲れからくる肩こり、痛み
- スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- 病気(リウマチ、五十肩等)からくるこりや痛み等

●支払の流れ～受領委任について～

健康保険の対象となる場合は、協会けんぽから「療養費」として費用の一部が支払われることになります。療養費は、本来、患者の方が費用の全額を支払った後、自ら保険者(協会けんぽ)へ請求を行うのが原則ですが、柔道整復師の施術を受けた場合については、例外的な取り扱いとして、患者の方が一部負担金を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者の方に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。

受領委任の流れ



柔道整復師にかかる場合の 注意事項

柔道整復師にかかる際は、次の点にご注意ください。

☑領収証は必ずもらって保管する

金額に間違いがないか確認して下さい。また、確定申告の医療費控除に含めることができます。

☑「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名する

委任欄に記入する場合は、傷病名、日数、金額をよく確認し、白紙の用紙に署名をしたりしないようにしてください。

☑治療が長引く場合は、医師の診断を受ける

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けてください。

●手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144

健康レシピのご紹介

レシピ提供: 公益社団法人 島根県栄養士会



1人分

カロリー 214kcal
塩分 0.9g たんぱく質 14.9g

鮭のハーブ焼き

材料(2人分)

- さけ切り身…………… 2切
- 塩(さけ用)…………… 小さじ1/5
- 黒こしょう…………… 少々
- ドライハーブミックス… 適量
- バター…………… 10g
- レモン果汁…………… 小さじ1
- パセリ…………… 3g
- アスパラガス…………… 2~3本
- コーン…………… 10g
- 塩、こしょう…………… 各少々

作り方

- ① さけに塩、黒こしょう、ドライハーブミックスをふりかける。
- ② ①をグリルまたはフライパンで焼く。
- ③ アスパラガスは食べやすい大きさに切り、コーンと一緒にソテーする。軽く塩、こしょうで味付ける。
- ④ お皿に焼きあがった②と③を盛りつけ、溶かしたバターにレモン果汁を混ぜたソースをかける。彩りに、みじん切りのパセリを散らす。



(一般財団法人)鳥根県社会保険協会からのお知らせ

当協会は、会員事業所の皆様に納めていただく会費で、全ての事業を行っています。



社会保険実務基礎講座は松江会場、出雲会場でスタートしました

「平成26年度版社会保険の事務手続」の本の内容に沿って解説をしてゆく社会保険実務基礎講座は、9月3日松江、5日出雲会場の開講式を皮切りに、1月までの5ヶ月、合計10日間にわたる講座が始まりました。両会場で合計50名弱の方々を受講されています。昨年度(松江のみ)の受講者は25名で、内22人の方に修了証(全日程10日間の内8日以上出席の受講者)を差し上げました。

※講師のご紹介

県内でご活躍されている社会保険労務士の皆さんにお願いしています。(五十音順)

松江会場

金山早苗、野田憲美の両社会保険労務士

出雲会場

久家玲子、坂根親雄の両社会保険労務士

冬期助成事業(ボウリング・スケート・温泉利用など)は12月1日開始です



助成事業の対象は、平成26年度の社会保険協会費を納めていただいています会員事業所の被保険者・被扶養者の皆様です。11月の「社会保険しまね」に同封して利用券をお送りする予定ですので、会費の納め忘れが無いか今一度ご確認ください。納め忘れであれば早急に納めていただきますようお願いいたします。

タイムズカーレンタルの優待サービスをご利用いただけます



当協会会員事業所(平成26年度社会保険協会会費を納入いただいている事業所)には、タイムズカーレンタル(鳥根県内6店舗)の優待サービスをご利用いただけます。インターネット予約で通常料金の25%OFFでご利用いただけます。

●申込み方法

下記URLの専用ホームページから予約手続きを行ってください。
<http://rental.timescar.jp/af/5000107063/index.html>

会員事業所への加入勧誘のお願い



本協会は、社会保険制度の趣旨普及、制度の円滑な運営、並びに、会員事業所の皆様の福利の増進を主な目的として、皆様の事業所から会費を頂き、事業を行っています。お知り合いの事業所、ご同業の事業所等で、会員事業所として加入頂いていない事業所の方がございましたら、是非加入いただきますようご勧誘頂き、会員事業所の拡大にご協力方お願い申し上げます。

また、本年度から、この「社会保険しまね」も会員事業所へのみ送付(昨年度までは県内全事業所)させていただき、会員事業所の皆様を中心として事業を行っています。不明な点がありますれば、是非当事務局までお問い合わせください。

鳥根県の状況 <速報版>

(平成26年6月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,753 事業所	11,520 事業所
船舶所有者数	66 事業所	—
被保険者数	男性	97,748 人
	女性	70,622 人
	坑内員	4 人
	船員	857 人
被扶養者数	—	106,205 人

厚生年金の受給権者数(26年5月末)	247,358人
年金額(26年5月末) (年金額には、基礎年金額、並びに停止額を含む)	2,723億76百万円
健康保険の給付件数	249,099件
健康保険の給付額	31億20百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。
※(お詫び)26年7月号の年金額は、基礎年金額を含んでいませんでした。

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
 全国健康保険協会鳥根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
 鳥根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻793号

発行者/(一財)鳥根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会鳥根支部

2014.09.22発行 ※今回の発行については平成26年11月を予定しています。